

役員名簿

(法人名 社会福祉法人 清和会)

定数 (理事 6 名 監事 2 名) 欠員 (理事 名 監事 名)

役職名	氏名	年齢	住所	職業等	特殊関係人の有・無	役員資格等	当初就任年月日及び現在の任期	報酬
理事長	池田 清樹	■	■	■	有	施設長等	当初7年4月1日 自29年3月11日 至31年月日	月額3万円
理事	石田たつ子	■	■	■	無	福祉	当25年4月1日 自29年3月11日 至31年月日	年額2万円
理事	石田 安宏	■	■	■	無	学識 その他	当初29年3月11日 自29年3月11日 至31年月日	〃
理事	禹 永吉	■	■	■	無	学識	当初29年3月11日 自29年3月11日 至年月日	〃
理事	片岡 恒夫	■	■	■	有	その他	当初28年4月1日 自29年3月11日 至31年月日	〃
理事	畑中 義治	■	■	■	無	学識	当初29年3月11日 自29年3月11日 至31年月日	〃
監事	土代 信夫	■	■	■	無	その他	当初29年3月11日 自29年3月11日 至31年月日	〃
監事	矢野 雅人	■	■	■	無	福祉 施設長等	当初29年3月25日 自29年3月11日 至31年月日	〃

別表1

役員報酬

役職名	報酬の額
理事長	年額 36万円
理事	1名につき、年額 2万円
監事	1名につき、年額 2万円
評議員	1名につき、年額 2万円
理事会への出席	1回の出席につき、ひとり2千円
監事監査への出席	1回の出席につき、ひとり2千円
評議員会への出席	1回の出席につき、ひとり2千円

以上

社会福祉法人 清和会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 清和会(以下「当法人」という)定款第4章21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員のうち法人業務を行う理事、監事、評議員に対して役員報酬を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員報酬の支給時期は、毎年度の期末に開く理事会、評議員会等の役員会において現金支給する。

2. 役員報酬は、然るべき源泉徴収の上、支給するものとする。

(報酬額)

第5条 役員報酬の額は、別表1に定める額とする。

2. 総額は次のとおりとする。

理事 50万円 監事 6万円 評議員 30万円

(公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する